



2025年3月26日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 っ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、2025年3月28日に開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」として、定款一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、監督と執行の役割をより一層明確化し、取締役会を重要な経営方針・計画の決定及び業務執行監督に専念させることで、ガバナンスの強化を図るとともに、意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除、それに伴う条数の整備等、所要の変更を行うものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>160,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>320,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> <u>2 前項の取締役の内、監査等委員である取締役は6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 増員又は任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	5 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第 24 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会の決議方法)</u> 第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u> 第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p><u>(取締役会の議事録)</u> 第 27 条 取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規則) 第 27 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会規則)</u> 第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(報酬等)</u> 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> 第 30 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数)	(削除)
第30条 当社の監査役は、5名以内とする。	
(選任方法)	(削除)
第31条 監査役は、株主総会において選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(任期)	(削除)
第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	(削除)
第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の招集通知)	(削除)
第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役会の決議方法)	(削除)
第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>(補欠監査役)</p> <p>第40条 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の構成)</p> <p>第31条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</p> <p>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>第6章 計算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>(附則)</p> <p>1～3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>①当社は、第39期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②第39期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第1項の定めるところによる。</u></p>

3. 変更の日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2025年3月28日

定款の一部変更の効力発生日 2025年3月28日

以上